LPガス備蓄の現況

令和7年10月 燃料流通政策室

- 1. 我が国の現行 L P ガス備蓄は、「石油の備蓄の確保等に関する法律」に基づく<u>民</u> 間備蓄と、国家備蓄の二本立てとなっている。
- 2. LPガス民間備蓄は、昭和56年度に石油備蓄法を改正して、LPガス輸入業者に対して、年間輸入量の40日分に相当する量(基準備蓄量)の備蓄を義務づけることにより実施している。
- 3. L P ガス国家備蓄は、輸入量の50日分程度に相当する量の備蓄を目標として国 家備蓄基地5基地(七尾基地(石川県)、福島基地(長崎県)、神栖基地(茨城県)、 波方基地(愛媛県)、倉敷基地(岡山県))での備蓄を実施している。

〇LPガス備蓄の推移

(単位: 千トン)

	民間備蓄		国家備蓄
	基準備蓄量	保有量(日数)	保有量(日数)
8月	1, 097	1, 675 (61. 1)	1, 393
9月	1, 088	1, 725 (63. 4)	1, 393
10月	1, 071	1, 668 (62. 3)	1, 393
11月	1, 054	1, 598 (60. 6)	1, 393
12月	1, 060	1, 675 (63. 2)	1, 393
令和7年1月	1, 079	1, 580 (58. 6)	1, 393
2月	1, 055	1, 392 (52.8)	1, 393
3月	1, 083	1, 529 (56. 5)	1, 393
4 月	1, 060	1, 372 (51.8)	1, 392
5月	1, 062	1, 396 (52. 6)	1, 392
6月	1, 087	1, 420 (52. 3)	1, 392
7月	1, 065	1, 489 (55. 9)	1, 392
8月	1, 065	1, 840 (69. 1)	1, 392 (51. 0)